

令和8年度 熊本県国際コンテナ航路開設等助成事業助成金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、八代港又は熊本港（以下「県内港」という。）の利便性向上に係り、国際コンテナ定期航路の新規開設や既存航路の拡充（増便・延伸）を行った運航船社に対し、予算の範囲内で、その経費の一部に対する助成金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 運航船社とは、県内港と外国諸港湾との間において、海上運送法（昭和23年6月1日法律第187号）に規定する貨物定期航路事業を行う者をいう。
- (2) 国際コンテナ定期航路とは、県内港と外国諸港湾を結ぶ航路（国際フィーダーコンテナ航路を含む）をいう。
- (3) 国際フィーダーコンテナ航路とは、県内港と国際コンテナ戦略港湾（阪神港、京浜港）を内航船で結び、外貿コンテナの輸送を行う航路をいう。

(助成の対象)

第3条 助成の対象とする航路は、令和8年度に県内港の利便性向上に寄与する国際コンテナ定期航路で、次の各号のいずれかに該当するものとし、助成対象者は、当該航路を運航する船社（外国船社の場合は、その日本総代理店）とする。

- (1) 国際コンテナ定期航路の新規開設であること
 - (2) 既存航路を改編し、県内港への寄港回数を増加（1年以上寄港サービスを休止している航路の再開を含む）させた定期航路であること（以下「増便」という。）
 - (3) 県内港と外国諸港湾を結ぶ既存航路を改編し、新たに既存の外国港の属する国と日本以外の他国の港に延伸し寄港する定期航路であること（以下「延伸」という。）
- 2 次の各号に掲げるものについては前項の規定に関わらず助成対象としない。

- (1) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (2) 熊本県税の滞納（延滞金等を含む）がある者

3 本条第1項各号に該当する航路を運航する船社が、既に県内港において航路を運航している場合における助成対象は、当該新規開設、既存航路の増便又は延伸により新たに増加した寄港分に限る。

(助成金の額)

第4条 助成金の額等は、予算の範囲内で別表に定める額とする。

(助成対象期間)

第5条 令和8年度に新規航路を開設した日又は既存航路を増便若しくは延伸した日(以下「開設日」という。)から3年とする。

(事業年度)

第6条 事業年度は、当該年度4月1日から3月31日までとし、次条に規定する交付申請書及び第11条に規定する実績報告書の提出は、事業年度ごとに行わなければならない。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める期間内に第3条第1項の各号に該当する場合に限り交付申請できるものとし、令和8年度熊本県国際コンテナ航路開設等助成事業助成金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して、知事あてに提出しなければならない。

(1) 事業計画書(第2号様式)

(2) 新規航路開設又は既存航路の増便、又は延伸の確認ができる書類

(3) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、本条第1項による申請があった場合は、遅滞なく審査を行い、令和8年度熊本県国際コンテナ航路開設等助成事業助成金交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

(変更申請)

第8条 交付決定の内容に変更が生じる場合には、令和8年度熊本県国際コンテナ航路開設等助成事業変更申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、本条第1項による申請があった場合は、遅滞なく審査を行い、令和8年度熊本県国際コンテナ航路開設等助成事業助成金変更交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

(1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(2) 不正行為があると認められたとき。

(3) この交付要項に違反する行為があったとき。

2 知事は、前項の規定による取消しをしたときは、令和8年度熊本県国際コンテナ航路

開設等助成事業助成金交付決定取消通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

（航路の休止又は廃止）

第10条 助成対象期間中に助成対象の航路を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ令和8年度熊本県国際コンテナ航路開設等助成事業休止（廃止）承認申請書（第7号様式）を知事に提出し、その承認を受けなくてはならない。

2 知事は、第1項による申請書の提出を受けたときは、審査に付した上、事業の中止を承認する場合には、令和8年度熊本県国際コンテナ航路開設等助成事業休止（廃止）承認通知書（第8号様式）により、助成事業者に通知するものとする。

（月報の提出）

第11条 当該助成金の交付決定を受けた事業者（以下「事業者」という。）は、毎月10日までに、前月の助成事業の遂行の状況に関する報告を行わなければならない。当該報告は、令和8年度熊本県国際コンテナ航路開設等助成事業寄港明細（第9号様式またはこれと同等の内容を記載した任意の様式）を提出することにより行うものとする。

2 知事は、前項の報告があったときは、必要に応じて当該報告内容の根拠資料の提出を事業者に求めるものとする。

3 事業者は、前項の根拠資料の提出を求められたときは、速やかにこれを知事に提出しなければならない。

（実績報告書の提出）

第12条 事業者は、事業完了後、令和8年度熊本県国際コンテナ航路開設等助成事業実績報告書（第10号様式）及び熊本県国際コンテナ航路開設等助成事業コンテナ明細（第9号様式またはこれと同等の内容を記載した任意の様式）を知事まで提出しなければならない。

2 実績報告書の提出の時期は、当該事業年度の終了日である3月31日までとする。

（助成金の額の確定）

第13条 知事は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、遅滞なく審査を行い、助成事業の成果が助成金交付の条件に適合していると認めるときは、事業者に対して交付すべき額を確定し、令和8年度熊本県国際コンテナ航路開設等助成事業助成金交付確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

(助成金の請求及び支払)

第 14 条 助成金は、額の確定を行った後に支払うものとし、令和 8 年度熊本県国際コンテナ航路開設等助成事業助成金交付請求書(様式第 12 号)を受理した日から遅滞なく事業者あて支払うものとする。

(助成金の返還)

第 15 条 知事は、前条に係る助成金の支払いについて、虚偽の請求又は不正の手段により助成金を受領したことが判明した場合は、助成金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第 16 条 助成対象等の取り扱いについて、次の各号のとおりとする。

- (1) 対象とするコンテナ貨物の輸出入の基準日は、県内港の航路の配船スケジュールに記載された県内港における入出港日とする。
- (2) 助成対象期間に国や他団体等の事業により、本事業の助成対象の費用の一部に他機関の助成等があった場合でも、本事業の助成額、助成対象等は影響しないものとする。

別表 (第 4 条関係)

新規航路開設等支援		
対象条項	1 寄港 当たりの額	上限額
新規航路 の 開 設	10 万円	1 年目 : 520 万円 2 年目 : 520 万円 3 年目 : 520 万円
既存航路 の 増便・延 伸	5 万円	1 年目 : 260 万円 2 年目 : 260 万円 3 年目 : 260 万円

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年11月9日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。